第6章 群馬県草津町の観光政策

群馬県草津町は、温泉及び国立公園地域を有する自然観光資源に恵まれた地方公共団体である。同町では、それらの自然を活用し、リゾート開発、スキー場、ゴルフ場等の公営観光事業の経営に取り組んできた。最大の観光資源である温泉からの入湯税を主力財源とできることから自主財源比率が高く、温泉及び自然観光資源に依拠した事業展開及び観光施策を行なっていると言えよう。日本の観光地域としてその発展や政策展開は特徴的であり、他の温泉及び自然観光資源を有する地域に対して参考となる施策を展開している。

そこで本稿では、群馬県草津町を取り上げ、温泉及び自然観光資源を活用した観光地域における政策課題および自然観光資源に関する政策を分析する。

1. 草津町における観光の概況

草津町は、群馬県北西部に位置した日本有数の歴史ある温泉観光地域である。人口 7,552人(2007年2月現在)、標高 1200mの山岳・高原地帯にある。町の総面積49.74 kmの うち、8 割弱の38.63 km は山林で占められ、このうち9割の35.42 km が国有林である。

同町の大きな特徴は、豊富な湧出量と顕著な効能を誇る草津温泉とともに、上信越国立公園に含まれる白根山をはじめとした火山地帯特有の景勝・奇勝を有するなど、自然観光資源に恵まれている点である。町内を 5 つのゾーンに区分し、国立公園特別地域に指定された山岳景勝地域、町の中央部に位置する温泉を中心に育まれてきた温泉街を「クラシック草津」、周辺の山間部および高原部を「ニューKUSATSU」と位置づけるなど 1)、町固有の自然観光資源を利活用して、観光地域として発展してきた。

近世から明治時代中期にかけては、冬季の厳しい気候条件と、山深く難所が続く遠路であることなど交通条件が悪かったため、冬期間は六合村地域へ移り住む「冬住み」の形態で湯治場が運営されていた²⁾。1900年に町制が施行され、湯畑・泉水地区での大火(1903年)によって旅館経営者層の構造変化³⁾を経ながら、渋川・草津間乗合馬車開通(1908年)、渋川・草津間自動車運行(1911年)、軽井沢・草津間草津電鉄開通(1926年)など交通網の発達により、徐々に温泉旅館や共同浴場を中心とした集落が形成された。1913年、内堀判次によって草津にスキーが伝来し、その翌年にはスキークラブが開設されてからは、その気候・地形を活かしたスポーツ・レジャーが開始されるようになった。

さらに本格的な交通整備がなされ、湯治要素よりも観光要素の強い草津町へと整備されたのは、第二次世界大戦後のことである。1949年に、国内で15番目の国立公園である上信

越高原国立公園に指定されたのを皮切りに、白根火山ロープウェイ完成(1960 年)、草津温泉バスターミナル開業(1966 年)等の基盤整備、短期滞在や宴会目的の観光客を受け入れる宿泊・滞在施設の整備がなされた。加えて、熱湯での「湯もみショー(1960 年)」、湯量の需要に応え万代鉱温泉給湯開始(1974 年)、日帰り用の各種浴場が備わった町営・大滝乃湯の開業(1983 年)など、温泉資源の大衆観光化が進んでいった。

1980年代から1990年代にかけては、スキーブームやリゾートブームの流れの中で、ホテル、ペンション等の新興宿泊施設やリゾートマンションの建設が増加した。このように新たな開発の進行は、温泉湯治場の風情を残しながらも、多くの観光客を受け入れる温泉リゾート化に進展するに至った。

全国にさきがけ、自然湧出泉としては日本一の豊富な湯量と強力な殺菌力を誇るかけ流しの天然温泉であることや、温泉情緒の豊かさを全面に打ち出した「泉質主義 (2001年)」を町や旅館組合、商工会、観光協会等が共同で宣言している 4。2004年頃からの入浴剤の混入等による各地の温泉偽装問題が発覚した際、良質な泉質が再評価され、伝統的な温泉地域の風情を再考した観光地域づくりに努めている。

温泉による観光とスキー・ハイキング等の高原観光を二本柱とした観光地域を形成してきた結果、日本有数の観光地域としての認知度と満足度を兼ね備えて、観光客数を堅持している(図 6-1)。

図 6 -1 が こ こ に 入 る

図6-1 草津町における観光客入り込み数の推移

表 6-2 に示す草津町の産業別就業者動向を見ると、観光化が顕著になった 1965 年には第 三次産業従事者は 67% (3,025人) であったものが、10 年後の 1975 年には 85% (4,292人) に至り、顕著な増加を見せた。その後の第三次産業従事者は、約 9 割弱のまま推移し、 2000 年現在、草津町の就業者人口の 88%は観光業に関係している。このような状況から、 同町の産業構造は観光業を主軸に形成されてきたことがわかる。

表 6 -2 が こ こ に 入 る

表6-2 草津町における産業別就業者の推移

2. 草津町における観光行政の概要

(1) 草津町における観光行政の占める位置

観光産業を主力とする地方公共団体においては、住民人口に比して訪問人口が大きく、 地域の訪問人口の受入施設規模が行政課題となる。草津町人口は約7300人に対し、収容観 光客規模約 2 万人、年間約 300 万人(うち宿泊客約 100 万人)であるところから、人口 3 万 人規模の社会基盤整備が必要とされる地区である。従って町民の約9割が観光関係で生活 しているとされる草津町においても、観光行政とその他の行政のバランスが主要課題とな ることは必然であり、住民サービスの中心となる福祉、教育とのバランスが議会で論議さ れることとなる。2003年12月町議会において草津町長は「観光という問題を大きく広義に、 教育から福祉まですべて含んだ考え方であると思っていますし、狭義にとらえた福祉、教 育を充実するには、我々の基幹産業を流行させていかなければ、その充実も出来ない」と 答弁し、2005 年 1 月の町議会議員からの「行政は福祉や教育に重点をおき、観光について は観光協会等に任せて、行政は背後からバックアップをするような姿勢を考えてもいい時 期だと私は思います」とする質問に対して、草津町長も「平成 16 年度の決算を見ていただ きますと、観光関係に使う商工費は、全体的に年々下がっています。それから観光関係の 比率としても、決して民生費より多く出しているということではありません。御指摘のよ うに、今後は官民一体となり、官から民へ移行してゆくべきという考え方は、私も賛成で す。但、その時期については、多少見解が違うかなとも思いますが、将来的にはそうした、 小さな政府、小さな行政という問題も考えてゆく必要はあると思っています」と基本的に は行政は福祉、教育を重視するものであり小さな政府を目指しているとする。2006 年 6 月 町議会において町議会議員から「町の貯金である財政調整基金を財源に観光ルネサンス事 業負担金 1 千5百万円が新たに計上されました。外国人誘致という国の観光施策は分かり ますが、当町での今までの事業実績からも疑問を抱きます。町民アンケートでも保健福祉 や生活環境といった声が多く聞かれ、こうしたことに財源を還元していただきたい」と質 問され、草津町長は「即効的な結果が直出せるものではありませんが観光の将来的な総合 性の見地からも、観光から福祉を含めて全体に効果が循環してゆくための一つの考え方と して御理解いただきたい」と宣伝効果を主張している。

この姿勢の背景には、総合保養地域整備法への草津町の積極的対応姿勢とその結果もた

らされた財政悪化への反省があると推測される。町行政は、草津町改革集中プラン(2006年3月)にも示されているように、公営事業や観光整備が民間へ委ねられてゆく方向のなかで、条例等をもとに、適正な資源利用と観光業の振興を両立させた地域づくりを統括的かつ公平な視点でマネジメントする機関としての役割を果たしうるものと期待される。

(2) 観光に関する行政機構及び定員

観光を主力とする草津町は図 6-3 に示した行政機構図に現れているように、観光に関係した部局が多く、数回にわたる行政機構の改革が行われた結果、現在は、住民生活全般に関する部局である愛町部と、公営の観光事業に関する部局である千客万来事業部 5)の 2 部局制がとられている。こうした行政体制を反映し、草津町議会の委員会組織においても、総務観光常任委員会、公営観光事業特別委員会、温泉温水対策特別委員会と観光関連が中心となっている。

直接的な観光事業と観光資源保護に関する部局としては、愛町部内には観光振興及び地域計画等に関する総合的な部署である観光創造課、温泉温水供給事業や共同浴場の維持管理など温泉行政全般を担当する温泉課が設置されている。観光創造課は2006年4月に観光課及び企画創造課を統合したものであり、組織のスリム化を図っている。

観光事業全般に関しては、千客万来事業部で担当し、サービス提供及び町内観光施設の経営を行っている。既に2004年3月には道の駅事業課、浴場事業課及びゴルフ場事業課が廃止され、2006年4月には営業課が廃止された。以上のことから、草津町では古くから行政の基本方針に観光振興を据え、その機構においても観光が大きな比重を占めているものの、行政改革の必要性から観光関係行政組織を縮小していることがわかる。

観光地であることから行政定員も相対的に多い。バブル経済崩壊後のスキー場経営の悪化対策から千客万来事業部の職員数の削減を行うため、その職員を一般行政部門で引き受けてきており、観光事業の後始末を一般行政部門で吸収してきている。

以上のことから、草津町では古くから行政の基本方針に観光振興を据え、その機構においても観光が大きな比重を占めていたことがわかる。

図 6 一

3 がこ

こに入

る

図6-3草津町における主な行政組織図と観光関係外郭団体(2007年度現在)

(3) 観光地として草津町が抱える財政課題

インフラ整備や観光対策の事業費が基準財政需要に反映されないといった観光地の特有な点を踏まえる必要はあるものの、2003 年度、地方交付税の不交付団体となっており、過去の推移を見ても、いわゆる財政力に余裕のある地方公共団体とされる範囲に位置している。これは温泉に関わる収入によるところが大きい。鉱泉浴場利用者に課される草津町の2005 年度の入湯税は、約227 百万円で全国10 位である 6)。入湯税の改定に関して草津町長は「財源の確保と云う観点からは、超過税率の採用、或いは宿泊料金による不均一課税の統合、つまり一律標準税率にする等が考えられますが、他町村や関係団体との協議や納税者の負担等総合的に勘案した中で検討してゆく必要があると考えます」としている。

草津町は観光地である特性として物件費の割合が非常に高い。観光宣伝委託費、ごみ処理委託費等、住民はもとより観光客に対応しうるための多額の委託料が、物件費の比率を押し上げている。

次に歳出のゆとりを示す経常収支比率で草津町を見ると、2006 年度決算において 98.3% と財政の硬直化から脱却できない状況である。財政力指数が高いために一般財源として使える地方交付税が極端に少ないこと、一般財源となる町税の滞納が大きくなっていること (大型旅館の固定資産税の滞納等⁷⁾)、観光人口に見合うインフラ整備事業費等に要する経費が多額であること等が原因している。

草津町の地方債残高は2006年度末で約27億円、住民一人当たり約36万円と郡内では2番目に少ない。従来から継続して起債抑制をしてきたことによる。草津町の基金残高は、合計13億4千万円で、内訳は、財政調整基金が約9億、減債基金が4400万円、その他が約4億円である。毎年基金の取り崩しが行われており、取り崩した額の積戻しは困難な状況である。給与水準はラスパイラス指数でみると常に群馬県内の市町村の下位に位置する90附近で定位しており、人件費の抑制策は実施されている。

(4) 観光に関する条例等

基本条例等

草津町は、町議会の決議を受けて 2007 年 3 月に草津町観光立町宣言 8)を出し、6 月に草 津町観光立町推進基本条例を制定している。2007 年 1 月に国が観光立国推進基本法を制定 したことに呼応するものである。同条例は、第 1 章において理念等、第 2 章において草津 町観光立町推進基本計画等、第3章において草津町観光立町推進会議に関する規定から構成され、観光は「地域経済の活性化に寄与」するとともに「地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進」するものとし、観光はインバウンドと明確に規定しているものの、内容的には規範性の薄い理念条例である点において、観光立国推進基本法と同じである。

2) 観光に関する主要条例

表 6-4 に、草津町における観光関連の主な法令を挙げた。この法令は、公営事業の運営 に関連する法令と、同町自然観光資源の利活用および保護を目的に制定された法令に大別 できる。

草津町での観光業における自然観光資源の適正な利活用、および保護・保全を行うために制定された条例としては、草津町温泉使用条例と草津町景観条例が挙げられる。とくに、この二つの条例は、同町の自然観光資源政策を規定する上で重要な指針を持つものとなっている。

公営事業に関わる条例は、温泉資源については温泉資料館やベルツ温泉センターに関する条例と、国立公園地域では白根山でのロープウェイやレストハウス、その他には道の駅や草津高原ゴルフ場の管理・運営に関する必要事項が定められている。

表 6 -4 がこ こに入 る

表6-4 草津町における主な観光関連法令

3) 基本構想、総合計画等

草津町は1979年3月に昭和54年度を初年度とする7ヵ年の草津町総合計画を策定し、1986年3月には引き続き草津町新総合計画を、1996年には草津町第3次総合計画を、2006年6月には草津町第4次総合計画を作成している。第4次総合計画の策定方針においては、「草津町の温泉を始め多くの自然資源を活用した観光産業の更なる活性化により、町民・草津町が潤い、さらに教育・福祉の充実した住みよいまちづくりを目指します」としている。

草津町総合計画は、国土利用計画法 8 条の規定に基づき、群馬県国土利用計画を基本と

して、地方自治法 2 条の規定による基本構想に即して、土地利用区分を明確にしているものである。なお、草津町総合計画は、国土総合開発法(国土形成計画法)を上位計画と位置づけているが、法制度的には国土利用計画法に基づく全国計画が上位計画であり、第5次全国総合開発計画は法制度的には上位計画ではない。

3. 草津町で展開された観光施策の沿革

戦前の草津は、交通の不便な地域に位置するところから、療養を目的とした純湯治場として存在し、観光化への対応が相対的に遅れていた。第二次世界大戦後、草津温泉街周辺の国有地が開拓農地として開発され、そのほか多くの国有地が民間に払い下げられ、これ等の多くの土地が別荘地や観光施設用地に利用され、草津温泉の拡大に多大の影響を及ぼしてきた。

高度経済成長期、モータリゼーションが進展し、外延部の高原地域では新しい観光開発が可能となり、療養的機能を低下させ、スキー場、高原リゾートのイメージが強い温泉観光地として発展を遂げてきた。この間開発に対する町の姿勢をめぐり、住民間の利害・意見の対立等が発生したものの、国有地が多く国立公園地区であったこと等が公的主体としての草津町が主体性を発揮できる大きな要因として作用してきた。

(1) 高度経済成長期の観光開発 ―温泉高原都市開発構想―(戦後~1960年代)

草津の気候は理想的な高原性気候であり、1年間の平均気温は摂氏7度で、真夏でも摂氏25度以上になることは滅多にない。そのため温泉と自然景観を観光資源として発展してきた草津町は、戦後の経済成長と観光客増加にともない、新たな温泉集落の再編が求められるようになった⁹。

1949 年、上信越高原国立公園に草津町の一部が指定される時期に、国立公園内の観光利用のあり方を考えた「草津温泉観光計画」案が群馬県土木部事務当局により策定されており、スキー場の開発、高原地域の観光的利用などが示された。その後 1960 年にも群馬県土木部事務当局は「草津高原都市構想」案を策定し、開拓地に温泉を引くことを前提にした高原別荘地に関する事務局案が出された(毎日新聞群馬版 1960 年 10 月 7 日付け)。

草津町事務当局も県の事務局案に平行して温泉地周辺の高原別荘地や各種施設を開発する姿勢を示していた。町の発展を望むなら、古くからの療養型湯治場温泉の機能を残しながら、増大する新たな観光需要を受け入れていく施策が必要となっていた。既存集落はすでに開発の余地はなく、盆地の外周部に広がる広大な高原台地に求めるしかなかった。温泉の供給については、塩化ビニルパイプの開発等により、円滑に行えるようになったこ

とで、1968年には大規模水道方式による温泉配湯が実施された。そして、1974年には、 町当局によって万代鉱源泉からの給湯事業も開始された ¹⁰⁾。1980年代宿泊客数において北 関東では鬼怒川を追い越してトップになったが、高原開発が緒に着いた時期であり療養、 保養の客が多かった。

この時期、新町長(当時)の誕生後に町当局から依頼され、日本観光協会、東京工業大学 鈴木研究室が1968年にまとめた計画案¹¹⁾があるが、草津の発展は高原地域の観光開発と温 泉街地区の再開発にある都市、その一体となっての展開が必要であるとの視点にたったス ケールの大きい観光開発案を提示したもの、草津町民の意見を二分するものであり¹²⁾開発 主体も不明確であり財政的に裏づけのない実現性に乏しいものであったとされている¹³⁾。

(2) 観光施策としての中心地域再開発の実施(1970年代)

1970年代は、湯畑を中心した地域の再開発が、草津町観光政策上において明確に位置づけられた時期である。

これまで「ニュー草津」といわれる高原地域の開発に主力がおかれ、温泉街地区をとりのこされているとの批判があった。こうした意見を踏まえ、1974年4月に制定した「草津町土地開発等事業指導要綱¹⁴⁾」では、「オールド草津」と言われる市街地の中心となる湯畑とその周辺部、西の河原などの整備と観光資源の活用についての開発指針が示された。同要綱は、温泉市街地だけの独立した計画に終わらせず、周辺高原部の開発も促進させ、全体の発展を促す計画案としている。その後、「オールド草津」の改造がすすみ、1975年には湯畑地区の整備が完成するなど環境が整っていった。

また、民間からの動きでは、湯畑から旧群大温泉病院跡地までの滝下通りの景観づくり 再開発構想が作られている。この案では、滝下通りを歩行者専用道路にすること、石畳等 による景観整備、吾妻地域に特有の「せがい」造りを基本とする和風建築の旅館街の形 成をはかっている。加えて、朝市の開催等ソフト面での提案もなされている。これらの 計画案にあわせ旅館の純和風化がすすむとともに、何軒かの旅館を中心に「歴史と伝統 を守る宿の会和風村」が組織化され、和風建築の維持と内湯の一般客開放化が進んだ。 滝下通りでは、後に観光施設の核となる旧群大跡地を利用した共同浴場「大滝の湯(1983 年)」が完成したことで、この通りを多くの観光客が散歩するようになっていった。

今日では観光によるまちづくりが強調されるようになってきているが、草津町においては、行政・民間双方の動きとして、既にこの時期から取り組まれていたのである。

(3) 総合保養地域整備法と草津町(1980年~)

総合保養地域整備法に基づいて群馬県においても「ぐんまリフレッシュ高原リゾート構想 (1988年12月)」が打ち出され、その中に草津町も重点整備地区の一地区として指定された ¹⁵⁾。草津町でも、高原地域の「ニュー草津」の開発を進めると同時に、温泉街地区の「クラシック草津」の再生を前面に出した「草津町リゾート整備計画の策定にあたって」を町長名で発表している。これは、総合保養地域整備法に対しての積極姿勢を表している。

しかしながら、バブル最終期の 1991 年、人口が 8,500 人余りの草津町において 5,700 戸を越すリゾートマンションが立地したため、環境・景観問題が起こり、町民生活のみならず観光形態に大きな影響を及ぼすことが憂慮された ¹⁶⁾。こうした問題に対し、草津町は 1992 年「リゾートマンション建設凍結」を宣言するとともに、開発行為についてガイドラインである「草津町景観条例 (1993 年)」を策定している ¹⁷⁾。景観条例の詳細については 4. (2) 2) において記述する。

4. 草津町における温泉及び自然観光資源を中心とした行政対応とその課題

(1)温泉

明治初期、山林原野官民有区分により無主物の国有化がはかられた。その後、1922 年に官有の源泉地地盤が群馬県に払い下げられ、それが町へ賃貸されることとなった。このことが、その後の町当局が私人に対して引湯許可をあたえる仕組みを可能とした。

以下では、草津町の最も重要な観光資源である温泉について、関連法令や政策をみてゆくものとする。

1)温泉に関する法令

温泉については、同町において最も重要な観光資源であるため、温泉資源の枯渇対策を 重視して、温泉法の他に、草津町独自の条例による規制がされている。とりわけ、源泉及 び源泉地域そのものの保護・保全については、1919 年に草津町温泉使用条例が制定される など、いち早く行政対応が行われている。1964 年には、現行の条例の元となる草津町温泉 使用条例が定められ、1987 年の改正によって現在の形となった。

現行の温泉使用条例の総則では、「本町が所有し、又は管理する温泉を保護し、その濫用を防止し、もってその利用の適正化を図るとともに、その源泉地域の観光資源的性格を保全すること」を目的として掲げている。

同条例の特徴は、掘削などに係る行為許可及びその規制を行う前提として、町が源泉の すべてを集中管理したうえ、温泉の一次利用は浴用に限っていること、また循環利用も禁 止している点である。こうした前提条件を踏まえて、温泉引用許可、個々の事業体による 乱掘削の防止のためにボーリングの禁止、温泉利用に関する諸手数料、分担金、使用量、管理料、罰則等を含めて定めている。また、各旅館や温泉施設への配湯についても、湯船の大きさや必要な湯量を申請し、許可を得る必要があるとしている。条例をもとに、町行政が温泉資源の一元管理を図ることによって、観光資源たり得るために最も重要である、湯量及び泉質等の保持を図っている。

現行の温泉使用条例については、2004 年 9 月町議会において、高度経済成長期に作成されたものであるとして見直しが政策課題となっている。温泉使用条例の改正にあたり、現行の条例が、現在の社会状況、経済環境と合わなくなってきているため、これを廃止し、温泉供給事業の充実を図り、時代に即した内容とする条例を制定するとしている。

温泉資源に対する利用許可・行為規制は、温泉使用条例によるものだが、温泉資源の環境対策や有効活用に関しては、派生的な条例によって規定されている。1938年には草津町温泉使用料条例、草津温泉使用規程、草津町特別税入湯税条例が制定されたが、この頃に作られた法規は、今日まで基本的なスキームは変更されていない。草津町温水給湯条例(1976年)では、1960年代後半から行われていた温水供給事業に関する必要事項を定めている。温水供給事業は、90度以上もの高温である草津温泉を加水せずに冷却するために、源泉と水道水のパイプを接触させることで熱交換し、水道水を60度あまりの温水にして、旅館や一般家庭に供給している。水と温泉の熱交換によって、高温である草津温泉の温度が浴用に適当となり、温水は洗い物や家庭の風呂などに利用されている。この取組によって、加水処理をせずに温泉温度を下げることが出来るだけではなく、二酸化炭素、エネルギーが7~8%削減されるなど、環境面にも寄与している。

2)温泉からの廃湯問題

温泉の排湯については、排湯の中和事業と融雪事業によって対応されている。草津温泉からの酸性泉や白根山系の火山活動に起因した硫化鉱床による影響で、利根川に流れ込む吾妻川は生物が生息できない「死の川」となるなど、周辺河川の水質を酸性化させ、河川周辺の農産物等への影響をも及ぼした。こうした状況に対して、町単独での対応は困難であるため、1963年より建設省(現国土交通省)によって、排湯に大量の石灰を加えてから河川に流す草津中和工場が稼働を開始した。こうした石灰による酸性河川の中和事業は、世界的に見ても最初の取組となった。2002年からは、中和工場で水質管理するのみではなく、草津町、六合村及び中和工場の管理・運営を行う品木ダム水質管理所の三者によって「環境体験アミューズメント計画」を実施している。中和工場全体を整備して、環境保全

に関する取組や、各地域の歴史を中心とした展示、石が温泉に溶けるという草津の泉質を 活かした百年石づくり体験が行えるなど、観光をしながら中和事業への理解を促してい る。

その他に、排湯の利活用策としては、1976年に事業化された「道路融雪事業」が挙げられる。同事業では、国道・町道の急勾配を重点においたロードヒーティングを行い、冬季は雪深い草津地域の除雪に役立つという独自のシステムを形成している。この融雪事業では、旅館や共同浴場等からの排湯熱を舗装中に埋設した排湯管に流して融雪方式に加え、湯畑や西の河原源泉では舗装中に埋設した配湯管を利用した融雪方式、高温度である万代源泉ではプレート式熱交換機を利用した融雪熱交換機による融雪をしている。これらの排湯利活用策とともに、各温泉施設単位では、それぞれに設置された排湯管に関する必要事項を定めた「草津町温泉排湯管に関する管理及び使用条例(1989年)」を制定している。以上の排湯対策によって、環境汚染の防止と自然資源を出来る限り活用するなどの効用をもたらしている。

3) 温泉資源に関わる広域行政への対応

① 町村合併への対応

1889年4月1日 町村制施行に伴い、温泉集落としての草津村は、吾妻郡前口・赤岩・小雨・生須・太子・日影・入山の農村集落 7 ヶ村と合併し、草津村が成立した。しかしながら、税負担の割に議員数が少ないことが原因となって、草津の分離独立が大きな政治問題となり、1900年7月1日草津・前口が草津町として分立し、他の地区は六合村となった。

2004年10月7日草津町議会において西吾妻四か町村合併協議会並びに西吾妻地域合併協議会からの離脱を決定し、草津町は平成の合併は行わないこととなった。財政力指数が一を超え、不交付団体になり、例えば3カ町村が合併しても合併特例債の恩恵が受けられないこと等が理由であった。

豊富な湧出量を誇る草津温泉ではあるもの、草津町の生い立ち、町村合併に対する基本 姿勢はすべて温泉に対する地域当局の姿勢のあらわれでもある¹⁸⁾。

② 嬬恋地熱発電への草津町の反応

バブル期のインフラ整備により村予算の3倍に当たる167億円の債務を抱え、実質公債費比率が25%を超え、財政健全化団体となることが必至の状況の嬬恋村が、財政再建の一助としたいと考え地熱発電所の建設を計画している190。嬬恋村は2007年度に「村地域新エネルギービジョン」を策定し、草津白根山ふもとの石津地区か浅間山付近の鹿沢地区にお

いて、経済産業省の補助を受けた地熱発電所建設の検討を進めている。地熱発電は、地下のマグマで熱せられた高温の地下水や蒸気を地上に取り出し、タービンを回して電気を作り出す仕組みであるところから、隣接する草津温泉の主な源泉の万代源泉から南約 3.5 キロと近く、近年湯温の低下が懸念される草津町が源泉に影響する可能性があるとし、群馬県の判断次第では許可差し止め等の法的措置も検討すると報道されている 200。

観光と環境の調和という課題であり、単純なエコツーリズムという切り口では論点が整理できない課題である²¹⁾。

(2) 自然観光資源及び景観に関する施策

草津町では、観光的視点から景観や自然環境に対しての取り決めがあった。草津鉱泉場組合規約(明治43年6月)においても、洗濯物や街路県道の掃除などの「風致保存」や草木 伐採毀損等に関する規定が存在していた。

戦後、自然観光資源の利活用および保護・保全を目的に制定された条例は、どのような背景で制定されたのか、そして町内の自然観光資源をどのように位置づけているのだろうか。表 6-5 に、実際の施策と地域の観光資源に関連するものを抜粋して、草津町の観光資源と対応したものを挙げている。以下、表 6-5 に従って、同町の自然観光資源に対する法会と自然保護に係る行政施策の現状を明らかにする。

表6-5 黄油町の自然組光浴順レスの促業に関連する注相

1) 国立公園

同町の山岳景勝地、滝、湖沼、特殊地形の優れた自然の風景地は、その大半が上信越高原国立公園の特別地域に入っているため、自然公園法による規制が行われている。上信越高原国立公園は、1949年に定められた旧国立公園法(現自然公園法)に基づき、国内で15番目の国立公園として認定された。国立公園の指定当初は、草津温泉を中心とした白根山までの36.49 kmが含まれる全域を開発規制等のない普通地域とされていたが、厚生省(国立公園部長)との協議を経て、1952年に普通地域と特別地域とに分けた地帯区分が行われてきた。こうして草津町内は、白根山を中心とした2,000m級の標高の高い山岳地域を第一種特別地域に、標高が下がるにつれて第二種特別地域、第三種特別地域に指定され、町の中核をなす温泉街は普通地域に指定されている。

この国立公園指定にともない、これまで温泉街を中心としてきた草津町の観光のあり方

が大きく転換する契機となった。草津町は、県と共同して国立公園施設整備計画を策定したが、このなかで国及び県に対して、交通網の整備、ホテルやロッジ等の宿泊施設、スキーハウスの建設を要望している。また、当時の町単独の施策としては、温泉場全域に対して水道施設の普及、共同浴場の改築を行った²²⁾。

こうして、観光資源の利活用志向のある国立公園化に伴い、観光開発・整備を進めたことで、湯治客中心だった訪問者層が、行楽目的の温泉利用、スキー場や登山を目的とした 観光客層へ転換する契機となった。

国立公園地域での具体的な観光資源保護に関しては、自然公園法の規定により環境省の 行為規制がされている。そのため、国立公園地域に対して行政対応の窓口である観光創造 課が行う業務としては、主にスキー場等の観光事業施設から木の伐採や看板設置などの相 談を受けることが中心となっている。

特別地域以外の自然環境、景観の保護については、草津町景観条例(以下、景観条例)が保護・開発規制の根幹となる法規となっている。この条例が制定されたのは、1980年代後半から1990年代前半にかけて、外部資本によるリゾートマンション開発から、歴史的景観や町並みを守りたいという地域住民の意向が強かったためである。

2) 景観

1992 年当時、リゾートマンションの建設状況は、完成済みが 4,273 戸、工事中が 875 戸の合計 5,148 戸であった。加えて、開発協議終了・準備中が 2,122 戸、開発協議中が 2,388 戸にのぼった。その全ての建設が行われ、それらのリゾートマンションに入居者あったとすると、町人口である 8,536 人 (1992 年 9 月 1 日現在) 23)を上回る可能性が生じる事態となっていた。住民生活やこれまで培われてきた草津町の観光形態に大きな影響を及ぼす危機感から、旅館組合や自然保護団体らを中心に署名運動が行われ 24)、町議会には複数の団体からの陳情が寄せられた。その結果、町議会において「これ以上の開発が進むと観光を基幹産業とする草津の自然景観、環境、土地利用などに大きな弊害を及ぼす恐れがある」と開発凍結を決議している。1992 年、この決議を受けて、草津長は事業者からの事前協議の申請を受けつけないとするリゾートマンション開発事業に関する取扱方針を示し、1993年には草津町景観形成条例が制定された。同条例は、全10章から構成されており、区域指定や行為規制に関する条文(第2章:景観形成指針、第3章:景観形成地区、第4章:大規模建造物等、第5章:緑の景観形成)と、景観整備を図る組織的枠組みや助成等に係る条文(第6章:景観形成協議会、第7章:景観協定、第8章:表彰、助成等、第9章:草

津町景観審議会)から成っている。総則の第1条では、「草津町の景観形成に関し、町、町民及び事業者の責務を明らか」して、各構成員の行動指針を定め、「先人が守り続けてきた豊富な温泉と豊かな自然環境に恵まれた郷土の景観と環境を大切に守り、つくり、快適な町に育てることで草津町らしい個性あるまちづくりへの景観形成を推進すること」と制定目的を定めている。

景観条例が制定される以前は、「草津町土地開発事業等指導要綱(1974年)」において、 建物の高さ制限を行うことで乱開発への指導を図ってきた。同条例は都市計画法及び建築 基準法では規制していない建物の形態、色彩、用途等の指針を定めている。

1992 年にリゾートマンション開発事業に関する取扱方針が出され、事業許可の凍結措置が出されたが、この時点では既にマンション建設は下火になっており、新規の開発計画についても持ち上がっていなかった ²⁵⁾。また、草津町景観条例についても、大規模開発に対する規制を主目的に制定されたため、町内の景観については、地域性、歴史性を加味した上で、一定の責務を伴った指導基準を示していなかった。こうした状況は、景観条例の意義を問なおす意味合いから、強い規制力と自治体の指導力を持った条例制定に取り組むべきであるとの指摘 ²⁶⁾や、町並み形成に関連して景観条例の早期見直しが必要であるとの声が挙がった ²⁷⁾。

(3)公営観光事業と経営状況

戦後の草津町は、湯治場からの脱却を目指し、温泉資源の活用事業の他、夏冬の観光客数の平準化を図るため、公的主体である草津町によるスキー場、ゴルフ場等の各種事業を行ってきている。これは地元資本が脆弱であることも一因して、域外資本との対抗上、町当局が取り組まざるを得なかったことも由来している。しかしながら、バブル崩壊後は公営事業経営の見直しが喫緊の課題となり今日に至っている。

ベルツ温泉センター、運動茶屋公園道の駅、本白根山夏山スキーリフトといった主要観 光施設は公営事業特別会計により区分経理してきたが、現在は公営事業特別会計、健康増 進センター事業会計、高原ゴルフ場会計を統合して千客万来事業会計とし、指定管理者制 度導入によりスキー場施設(売店ロッジ等営業施設を除く)以外を草津観光公社に移行し ている。

1)スキー場経営

草津温泉のスキー場は、大正時代初期に開発され、昭和初期になって発展を遂げていった。第二次世界大戦後、草津の観光開発はスキー場の施設整備から始まった。1948 年に天

狗山に日本初のスキーリフトが完成した。1952 年、草津町は草津温泉観光開発株式会社に リフト建設資金と、町有スキー施設の一切を貸与することとした。だが、その経営を会社 組織とすることには反対が強く、草津観光協会とともに行なうことになった。のちに、草 津町のスキー場経営は、主として町の特別会計予算もよるものとなった。

その後、西武鉄道資本によって、リフト建設等の観光開発攻勢に対して、草津町当局は危機意識を抱くと同時に、独自の高原観光開発を推進せざるを得ない状況となった。1960年、町営の白根山ロープウェイを開業し、スキー場とリフトを建設した。1962年は、リフト経営問題から草津観光協会から町への経営移管が問題となったが、草津町開発協会に任せることとなった。その後、町当局は事業部を設けて特別会計でリフトを増設した。このように、草津町当局が高原地域をスキー場に開発できたのは、一帯が国有林であり国立公園地区であったためと、民間資本の進出が妨げられたところに大きな要因がある。

近年、スキー客の減少に加え、雪不足のため、千客万来事業は赤字決算となっており、 再活性化策が求められる段階にある。索道はスキー場の根幹であり、周辺民間観光事業に 対する影響が大きいものがあるところから、純粋な民営化は困難であり、町長も「千客万 来事業部、公営事業関係での財務の一本化についてですが、今の状態で、町が索道課を手 放すということはありません。今のところは、草津町が索道課を運営し、その他の施設に 関しては委託してゆくということはありますが、索道課を全部委託するということではあ りません。但し今後において、索道課も含めて委託するか否かについては検討していま す。」と答弁している。

2) バスターミナル経営

草津温泉には鉄道路線は敷設されなかったものの、旧鉄道敷設法において予定路線(群馬縣嬬戀ョリ長野縣豊野ニ至ル鐡道)として計画されていたこともあり、国鉄バス志賀草津高原線は1935年12月11日省営自動車吾妻線開業により、上州草津駅として開業した。草津町には国鉄バスのほか、草軽電気鉄道(当時)、西武自動車(当時)、上田丸子電鉄(当時)、長野電鉄(当時)の各社が乗り入れていたが、国鉄バス駅のほかは路上の停留所でそれぞれ分散していた。

このため、停留所の一元化による乗客の利便性を図るために草津町が中心になってバスターミナルの設置を提起し、1965年草津町との第3セクター(国鉄28.6%出資)である「草津バスターミナル株式会社」が設立された。

国鉄バス時代から一般路線では数少ない黒字路線でもあるとされていた 28)。1986 年には、

現在の駅舎落成し現在も使用しているもので、基礎部分は草津町役場と一体になっており、草津への公共交通機関として重要なものとなっている。

3) ゴルフ場経営

草津町のゴルフ場経営は、スキー場の季節波動対策の側面と域外資本対応の二つの側面があった。民間資本からは白根山一帯の総合的観光開発案が提示されていたが、これに対して 草津町は意見が割れ、ゴルフ場開業直前の町長選挙において、外来資本導入反対派が当選 し民間資本は引き下がることとなった。

草津高原ゴルフ場は、1989年に群馬県の公営パブリックゴルフ場と開発され、運営は草津町が委託を受けていたが、2002年県から草津町に無償譲渡²⁹⁾され、草津町観光公社が受託して運営している。降雪によるクローズ期間が6ケ月あるゴルフ場の経営は大変であり、群馬県企業局から5年分の運営助成金で赤字を補填してきたが厳しい状況と認識されている。

(4)情報発信·連携政策

草津町は古くから、文人等から評価を得ている地である。江戸期の儒学者である林羅山によって、日本三大名泉とされ日本各地に周知された草津温泉であるが、1918 年に草津に湯治に来た詩人・平井晩村が歌詞を作ったとされる草津節により全国に発信してきた。そして現在、(社)日本温泉協会「第 45 回『旅と温泉地』アンケート調査(平成 18 年度)」の「最も行ってみたい温泉地」および「最も印象のよかった温泉地」でともに 1 位を獲得しており、観光宣伝の効果が現われているものと言えよう。

国内市場の限界を見据え、海外市場へも働きかけている近年は、観光協会等の民間団体だけではなく、町政も関与した公的資金による連携宣伝活動 ³⁰⁾が行われている。以下では、情報発信や連携に関する町の取組を見てゆくものとする。

1) 国際音楽アカデミー&フェスティバル

国際音楽アカデミーは、(財) 関信越音楽協会主催のもと、日本の若手音楽家が世界の一流の音楽家から直接学ぶ機会として、1980 年から毎年夏季の 2 週間行なわれているものである。アカデミーと同じ時期に開催されるフェスティバルは、アカデミーの両輪となる企画で、演奏家が来て音楽会を聴けないというのは残念であること、生徒にとってはステージの上での先生の演奏が一番の手本になることから企画されたものである。

草津町では、同アカデミー&フェスティバルを全面的支援 31)しており、開催場所の提供 等をしている。1990 年までは、スキー場のレストランである天狗山レストハウスを改造し

たコンサートホールで行なわれていた。草津町新総合計画に即して、土地利用区分を明確にした際、国有林の活用を中心に観光レクリエーション開発を進める方向が打ち出されたことで、1991年に本格的なコンサートホールである「草津音楽の森」が草津町により建設され、以降はこの会場で実施されている。

2) ロマンチック街道 32) との連携

1962 年、草津町はビーティッヒハイム・ビッシンゲン市との姉妹都市提携を締結した。これは草津温泉の効能と気候を広めたベルツ博士の生誕地であることに由来している。

この縁に基づき、草津、日光などの高原気候がドイツのこの地方と類似し、かつ詩人や作家が多く訪れ作品を残している点に注目して、1987年に沿道15市町村の同意のもとで、総延長350kmにわたる日本ロマンチック街道が設立された。

取組の窓口となっているのは、上信越国立公園内の3県(長野、群馬及び栃木)による日本ロマンチック街道協会であり、広域観光ルートの設置や、各種プロモーションを行い広域的な連携による誘客につなげている。1988年に同協会とドイツのロマンチック街道協会が「姉妹街道の締結」を行っている。その後、1994年にはカナダメープル街道協会と友好親善を結び両街道の地域の人々、民間団体、所属する自治体間の友好関係を深める交流を行っている。

3)(株)草津温泉フットボールクラブ(ザ・スパー草津)

ザ・スパー草津は、1995年にリエゾン草津フットボールクラブとして創設された。ザ・スパーでは、選手が草津温泉の宿泊施設などでアルバイトの斡旋を受けて働きながら練習を続け、チームを維持している。2002年には、将来のJリーグ入りを念頭においてチームの組織を一新し、(株)草津温泉フットボールクラブと法人化した。チーム名は、"これぞ温泉"を意味する「ザ・スパー(The spa)」から「ザ・スパー草津」としている 2004年には、Jリーグ2部昇格を達成している。

同クラブは、地域とも深く関わっていることから町おこし効果を持つことや、設立から 短期間でJリーグ昇格、選手を労働力として提供することで運営資金の提供を受けるとい う地域企業との関係づくりなど注目を集めた。こうした実績は、同クラブと草津の名前を 広く発信することになった。しかしながら、2005年にJリーグから公式試合安定開催基金 を受けるなど、経営安定が課題となっている。チームの経営状況から、草津町における公 的支援に関しても、議会で厳しく論議されている³³⁾。

5. 総括

草津町の観光政策について考察すると、これまで温泉及び自然環境の活用と保護を図るに際して、地域の実情とその時々の課題を反映した施策の対応を見ることができたと考える。特に、草津町温泉使用条例にみられるように、源泉を町で集中的に管理し、源泉の状況に合わせた分担金を設定していること、浴用以外の一次利用を認めていないことなど、温泉法等では対応していない地域独自の条例等も制定できる環境にあった。しかしながら、今後は、公営事業の経営改善やより広域的な環境整備がさらに強く求められることとなろう。

政策は、効果的な指針や利活用の計画を示し、実際の取組に繋げ、実行され、評価されてゆくものであるが、時代や環境による意識の変化に応じて当然変化することもある。

これまでの時代の変化に対応してきた草津町の取組を踏まえた上で、今後の草津町の温泉及び自然観光資源政策を展望すると、引き続き他地域に先んじて、地域の個性が発揮される施策が必要であるが、地域住民の支持や参加意欲が得られるかが鍵となる。草津町最大の観光資源である温泉を所管する環境行政(環境省)をはじめ機能別に分立する国の行政機関と異なり、群馬県知事及び草津町長は観光のみならず温泉、環境、文化、産業等に関する総合行政主体としての役割を果たすことが制度づけられ、期待されていることから、首長特に草津町長のリーダーシップに依存するところが大きい。

鉄道の通っていない草津町においては、観光客は道路利用者に限定されているものの、 道路政策は、地方公共団体に足場を持つものであり、これまでも観光には親和的であった(第 2章注14等)。近年でも道の駅の整備、日本風景街道の取組等が行われているところであり、 引き続きより個性的な観光資源政策を期待するものである。

【注】

- 1) 草津町企画開発課(1997)p. 40
- 2)山村順次(1978)p. 192
- 3) 山村順次(1978)p. 193
- 4) 朝日新聞朝刊 2001 年 12 月 5 日
- 5) 千客万来事業部は公営観光事業部から名称変更したものであるが、その経緯につき 2004 年 2 月町議会において町長は「29 億円という事業部の赤字があります。新たな設備投資も出来ないなか、何が出来るかと考えると、やはり意識の改革ではないでしょうか」と答えている。

- 6)第1位は箱根町で約6億86百万円、第2位は五市町村が合併した日光市で約4億34百万円、第3位は熱海市で約4億22百万円である。
- 7) 2007 年 6 月議会における町長答弁「平成 18 年度の税の滞納繰越徴収額は約 1 億 4 千万円であり、使用料を含めた合計では役 2 億 8 千万円の収納が出来ました。多くの善良な納税者の方々に不公平が生じないよう、滞納額の縮減についてさらなる努力をして行きたいと考えている」
- 8) 草津町観光立町宣言(平成19年3月20日告示42号)は「一・常に魅力ある観光地を形成することを目指しますー・観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成を図りますー・国際観光の振興を図ります・観光旅行の促進のための環境を整備しますー」となっている。なお、草津町は1979年には「歩み入る者に やすらぎを 去りゆく人に しあわせを」という町民憲章を制定している(昭和54年10月1日告示55号)。
- 9)1965 年東京周辺温泉地の料理飲食等消費税額とその宿泊客一人当たり平均金額では草津は低い地域であった。
- 10)日本観光協会「観光」6巻2号「狭隘な谷間に軒を重ねてビルが林立する温泉市街地は、進行するモータリゼーションに対応しえない。それに温泉に対するユーザーの志向変化に引湯技術が加わって、周辺の高原部分への脱皮がこのところかなりの勢いで進展している」(p. 47)
- 11)1969 年 3 月 26 日町議会における町長答弁「高原都市計画案は草津の将来の計画のために学者が理論的な立場からメスを入れたものであり、我々はこれを踏台としてこれから計画を作成していかなければならないと考えます。これは周辺開発と中心街の整理を基本とした考えであります」
- 12) 日本観光協会「観光」6巻2号「既存の業者に強い反対の動きがあります。それは自分たちが取り残されるという懸念と高原へ出たいけれども資本がない。またでても成功する可能性があるかどうか、それから構想の最終段階では今の温泉街が姿を残していないので、自分たちの旅館が取り払われてしまうのではないかという不信感、そんなものが入り混じっている」「既存業者の中に、大手資本アレルギーとしか言いようのない排他性があるので、調整が非常に困難」(p. 50)
- 13) 山村順二(1992) 「当時、草津温泉街にはかなり多くの湯治客が来訪しており、湯治団体を受け入れる中小旅館のグループでもあったほどで、特に高原地域へ進出できない人々や当時の重要性を認識していた人々から、高原都市開発への感情的反撥が露呈されていたと

もいえよう」p. 354

- 14) その後 1977 年、1989 年に同要綱を改正し、草津都市計画用地地域及び草津都市計画観光地区図が変更された。
- 15)1999年2月23日群馬県議会における小寺知事答弁「ぐんまリフレッシュ高原リゾート構想は、昭和63年12月に国の承認を受けて以来10年が経過したことになります。・・・これまでのところ、重点整備地区内の特定施設45プロジェクトのうち21プロジェクトが完成または一部オープンの状況になっているところであります。しかし、この間の急激な経済変動やリゾート開発に関する国民の意識変化等から、事業の停滞や事業主体による当初計画の見直しなどの事例も一部見受けられることもまた事実であります。構想承認後、10年が経過したところでありますが、リゾート法を初めとしたこれまでの地域開発は、ともすれば核になるハードの施設が中心となり、そこに暮らす人々や美しく安らぎのある周辺環境への配慮、さらには気楽に安く家族そろって滞在できるような仕組みづくりなど、ソフトな部門はまだ十分な取り組みがなされているとは言えないと考えられます。これからは、既存施設の有効活用を初め、さまざまなソフトの仕組みづくりや広域的な連携など、それぞれの地域の創意と工夫により、主体的・自立的に進めていくことが求められているのではないかと存じます。」
- 16) 山村順次(1992)「昭和 40 年代初頭に始まった中沢ヴィレッジの開発は、まさにヨーロッパ的な高原リゾートを形成しようとする先駆的な試みであった。しかも、一地元企業が主導性をもち、かつ温泉地本来の機能である保養を重視したコンセプトのもとに、以後 20 年以上にわたって事業が継続され、1991年12月には、その最終段階としての大温泉浴場施設であるテルメ・テルメが完成した」(p. 376)が、石油ショック後の経済が低迷した中で開発が中断されていた高原地域の広大な外来資本の所有地は、リゾートブームの中で一気にリゾートマンション開発地と化し、温泉集落の構造を大きく変質させた(p. 380)
- 17)山村順二(1992)「1971 年と 1988 年の両年度の地形図を比較すると、急激な観光開発が展開したことが明瞭に表現されており、高原地区といえども、森林面積はかなり減じられている」「土地利用計画で自然環境の保全を強く打ち出してきたのであるから、現段階ではリゾート開発に歯止めをかけ」るべきであると批判されている(P. 519)。
- 18) 2007 年 6 月町議会において町長は「自然湧出量日本一を誇る草津温泉でも、利用できる 温泉には限りがあり、無限に利用できるものではありません。何処かで新規許可を中止す る等判断もしなければなりません。従いまして、温泉の新設許可は現在のところ見合わせ

ております」と答弁する状況になってきている。湯量減少につき町長は「湧出量に関しては、草津温泉が自噴泉であり、自然的要因に既存していることから、地下水位を確保するために、温泉街での舗装化の見直し、温泉地上流地域での水源滋養、温泉湧出地域での地価建造物の規制などをしてゆかなければならないと考えております」と、温泉の温度を上げることについては「新たな源泉を供給しなければ温度を上げることは出来ません」と答えている。

- 19) 嬬恋村内では1980年及び1997年にも発電所建設計画が持ち上がったが、草津町が反発して頓挫した経緯がある。
- 20) 毎日新聞 2008 年 6 月 19 日 群馬地方版
- 21) 温泉行政の当事者である群馬県は、1997 年 1 2月 10 日県議会において保健福祉部長が「平成 7年 3 月にテルメぐんまマスタープランを策定し、温泉の保護と開発のあり方や温泉の効率的利用等について、今後の温泉行政の基本方針を定め、温泉の保護、適正利用を推進しているところであります。温泉は、自然からの贈り物であり、適正に利用すれば半永久的に利用できるものであります。今後とも、市町村、源泉権利者等、温泉関係者と密接な連携を図りながら温泉行政を推進していく所存であります」と答えている。
- 22) 草津町誌編さん委員会 (1992) p. 305
- 23) 日経産業新聞 1992 年 9 月 17 日
- 24)上毛新聞 1991 年 9 月 11 日
- 25) 伊藤修一郎(2006)p. 141
- 26) 草津町役場『草津町議会だより』 2004 年 11 月 19 日 p. 13
- 27) 草津町役場『草津町議会だより』 2005 年 8 月 19 日 p. 5
- 28) 第 101 回国会参議院運輸委員会において瀬谷英行は「具体的な例を一つ挙げ表すと、草津へ行く国鉄バスがあります。この国鉄 バスは黒字なんです」と発言しているが、数字操作が行われていた可能性も否定できない。
- 29)2001年2月27日県議会において企業管理者は「経営を継続することが極めて困難と思われる施設のうち、・・・高崎と吉岡の両ゴルフ場につきましては、地元の市・町に譲渡することで合意いたしました。・・・なお、市・町への譲渡につきましては、これを引き受けてくれる市・町に財政的負担が及ばないように無償でこれを譲渡する」と答えている。
- 30) 2004年9月議会においてチェコ映画祭訪問経費、オーストラリアセールスキャラバン負

担金につき町長は「政府は観光立国、国を挙げて日本の魅力を海外に知らせようとしています。その波に乗り、温泉の良さを多くの人に知っていただき、温泉という言葉を世界語にしてゆく、そんなことが必要」と答弁し、2006 年 6 月町議会において「即効的な結果が直出せるものではありませんが観光の将来的な総合性の見地からも、観光から福祉を含めて全体に効果が循環してゆくための一つの考え方として御理解いただきたい」と宣伝効果を主張している。

- 31)25回草津夏季国際音楽アカデミー&フェスティバルに関して草津町長は「今後文化事業に対しては多額の支援をしなければならない。国や県、町といった公共団体に願うのは無理です。そうなると財団を堅固に立ち上げていくしかないのではないかと・・この財団に関して、議員の皆様にも是非御支援をいただきたい」と答弁している。
- 32)ドイツにおけるロマンチック街道の観光資源としての開発は、第二次大戦後、アメリカの将兵たちが家族とこの地方で盛んにバカンスを過ごしていたことを契機に、ナチのイメージを払拭しローマ帝国、中世をイメージさせてアメリカ人観光客を積極的に誘客するため、この名でコースが設定されたものであり、日本が浪漫派をイメージさせる点と異なっている。
- 33)「コンサドーレ札幌」の運営会社である㈱北海道フットボールクラブは1億5千万ずつ 出資している北海道及び札幌市から、80%減資の経営責任の明確化を求められ、代表取 締役が辞任している(Nikkei Business 2008年7月14日号 p.131)